

西宮市長 石 井 登志郎 様
西宮市議会議長 八 木 米太郎 様

本報告書は、西宮市監査基準に準拠して行った、令和6年度第2回目の監査の結果に関する報告です。地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体監査、出資団体監査及び指定管理者監査を実施した部局等についての結果に関する報告を、同条第12項の規定に基づき、合議により次のとおり決定しましたので、同条第9項及び第10項の規定に基づき、意見を添えてこれを市長及び議会に提出します。

なお、本監査における個別指摘事項について措置を講じられたときは、同条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員宛に報告していただく必要があります。

令和6年11月20日

西宮市監査委員 福 田 雅 至
同 金 崎 健太郎
同 板 戸 史 朗
同 中 村 衣 里

目 次

財政援助団体監査結果報告（社会福祉法人 みかり会）

第1	監査の対象	1
第2	監査の期間及び方法等	1
第3	監査の結果	1
1	補助事業の概要	1
2	補助金の概要	2
3	事務処理等の状況	5
第4	要改善事項	7
1	財政援助団体	7
2	所管部局	8
第5	監査委員の意見	9
1	所管部局	9

凡 例

- 各表中の符号は、次のとおりである。
「0」「0.0」は、0又は単位未満のもの。
「△」は、減少・低下。
「-」は、算出不能・不要。
- 文中及び表中に用いている比率は、原則として小数点以下第2位を四捨五入している。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合がある。
- 文中及び表中に用いている数値で、千円単位又は万円単位で表示しているものは、単位未満を切り捨てている。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合がある。
- 原則として、「第3 監査の結果」以降の文中の元号表記については「令和」を省略し、表中については、全ての元号を省略している。

財政援助団体監査結果報告

(社会福祉法人 みかり会)

第1 監査の対象

社会福祉法人みかり会(以下「法人」という。)が、西宮市保育所施設等整備事業助成金交付要綱(以下「市の交付要綱」という。)に基づいて交付を受けた次の補助金に係る出納その他の事務のうち、主として令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間に執行された事務を対象に監査を実施した。

監査の実施に際しては、事務の執行状況について、入手可能な直近の数値を用いるよう努めた。

補助金	こども送迎センター事業補助金 13,402,000円
所管部局	こども支援局 子育て事業部 保育幼稚園支援課

第2 監査の期間及び方法等

令和6年8月13日から監査事務局職員による監査を開始し、監査委員による書面監査とともに同年10月11日にヒアリングを行い、その後、結果報告の審議を行った。

監査の実施にあたっては、対象事務について、財務監査及び行政監査の観点から合法性、合規性、経済性、効率性、有効性に着目し実施した。

第3 監査の結果

1 補助事業の概要

(1) 補助事業の目的

保護者にとって利便性の良い場所にこども送迎センターを設置し、送迎センターから保育所等へ児童の送迎を可能とすることにより、当該保育所等から遠

方に居住している児童の通園可能性を拡大し、待機児童の解消を図るとともに地域における子ども・子育て支援事業等の充実や保育サービスの拡充を図ることを目的としている。

(2) 補助事業の経緯及び概要

市は、待機児童解消のための方策の一つとして、阪神西宮駅前(エビススタ西宮)に小規模保育施設とこども送迎センターを併設した施設を新設し、旧高須東小学校跡地に開設するパークアンドライド方式の保育施設にこども送迎センターから送迎バスを利用する児童を30名定員で受け入れることを平成29年度に計画し、これら施設の整備運営を同一事業者が行うこととして、事業者を公募した。その結果、市の保育所等整備審査委員会で法人が事業者として選定され、元年度から法人が事業を実施している。

なお、こども送迎センター事業は、国の保育対策総合支援事業費補助金交付要綱(以下「国の交付要綱」という。)に広域的保育所等利用事業として規定され、市町村が行う事業として、市が事業者に全体額の補助を行ったうえで、国から市が2分の1相当額の補助金を受ける仕組みとなっている。

2 補助金の概要

(1) 補助の目的

待機児童解消等のためのこども送迎センターを整備することにより、子どもを安心して育てることができる体制整備を図ることを目的としている。

(2) 補助対象経費と補助基準額

国の交付要綱では、別表で補助対象経費と補助基準額を定めており、こども送迎センター事業については、以下のとおりとなっている。

補助対象経費	補助基準額
事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料、工事請負費、備品購入費、車両購入費、運行費、改修費、公課費	バス購入費又は借上げ費
	①購入費 15,000,000円
	②借上げ費 年間 7,500,000円
	保育士等雇上費 年間 5,000,000円
	運転手雇上費 年間 5,000,000円
事業費 年間 10,202,000円	

(3) 補助金の算定

市の交付要綱では具体的に定めはないが、建物賃借料と光熱水費については、こども送迎センターに隣接する小規模保育施設等の部分(いずれも法人が運営している。)との面積按分を行い、こども送迎センター分は全体の32.8パーセントとして取り扱っている。事業開始前の平成30年度に、法人は事業に使用するバス2台を市の補助金を受けて購入しているため、バス購入費又は借上げ費は発生していない。

また、最終的な補助金の算定額は、補助対象経費の合計(千円未満の端数を切り捨てた額)から送迎バス利用者収入(1人月額2,000円)を控除した額である。

(4) 補助金の支出事務の流れと支出状況

本補助金は、年度当初に対象経費のうち建物の賃借料について交付申請を受けて交付決定し、交付決定額の12分の1の補助金を各月に交付している。また、建物の賃借料以外の経費(人件費等)については、2月末に変更交付申請を受け、3月下旬に市は変更交付の決定をし、交付決定額の増額を行っている。

また、市は3月31日に実績報告書の提出を受け、補助金額の確定を行い、建物の賃借料以外の経費に対する補助金(交付決定の増額分に対応するもの)を5月(出納整理期間中)に法人に交付している。

5年度補助金の支出状況は以下のとおりである。

5年度補助金の支出状況

(単位：円)

区 分	金 額
補助対象経費(当初交付申請時)	4,524,000
補助金交付決定額(当初)	4,524,000
補助対象経費(変更交付申請時)	14,066,168
送迎バス利用者収入(変更交付申請時)	624,000
補助金交付決定額(変更後)	13,442,000
補助金交付額(実績報告前に交付したもの)	4,524,000
補助対象経費(実績報告時)	14,026,382
送迎バス利用者収入(実績報告時)	624,000
補助金確定額	13,402,000
補助金交付額(補助金確定後に交付したもの)	8,878,000
5年度補助金交付額(合計)	13,402,000
補助金返還額	—
平均利用児童数	26人

また、5年度補助金の内訳は以下のとおりである。

5年度補助金確定額(補助対象経費等)の内訳

(単位：円)

区 分	金 額
保育士等雇上費 (添乗保育士及び保育対応保育士各1名分)	3,920,400
運転手雇上費 (送迎バス運転手2名分)	3,267,000
事業費	6,838,982
施設賃借料	4,524,000
その他(バス2台の運行に要するガソリン代・駐車場代・車検費用・保険費用等、施設の光熱水費、消耗品等)	2,314,982
小 計	14,026,382
利用者収入額(控除額)	624,000
合 計(千円未満切捨)	13,402,000

5年度の収支決算

(単位：円)

収 入		支 出	
補助金	13,402,000	人件費	7,187,400
利用者収入額	624,000	事業費	2,314,982
自己資金	382	賃借料	4,524,000
合 計	14,026,382	合 計	14,026,382

(5) 利用者数

本事業の過去5か年の利用者数は以下のとおりである。

区 分	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
平均利用児童数	11人	20人	25人	26人	26人
年間延べ利用児童数	137人	240人	295人	308人	312人

3 事務処理等の状況

補助金の交付に関する事務について関係書類を調査したところ、次のような事案が発見された。

(1) 財政援助団体

ア 補助対象経費の算定

① 人件費(保育士等雇上費及び運転手雇上費)については、1日あたりの従事時間に従事人数、時間単価、稼働日数を乗じる方法で算定している。

補助金等実績報告時の実施報告書では、稼働日数は297日と報告されているが、実際の稼働日数は291日であった。なお、この日数(297日)は2月末の補助金等変更交付申請時の事業計画書に記載の日数と同一であった。

また、保育士等雇上費における時間単価は、職員の雇用調書に記載の時間単価と異なる単価を実施報告書に記載していた。従事時間については、実際の従

事時間ではなく、職種ごとに標準となる時間を定めて記載していた。

② 事業費のうち消耗品について、実施報告書では保育消耗品を月額5,000円、事務消耗品を月額1,000円として、それぞれ12か月分の合計72,000円を報告していた。

③ 事業費のうち送迎バス車検整備費用及びナンバープレート再交付費用について、実施報告書では179,560円と6,160円と報告していたが、正しくは177,000円と6,600円であった。

(2) 所管部局

ア 補助金の申請及び交付時期

本補助金の申請及び交付決定について、建物の賃借料は年度当初に行い、それ以外の人件費等は、2月末頃に当初交付申請に追加する形で変更申請を受け、年度末に変更交付決定を行っている。

また、補助金の交付時期について、建物の賃借料については、年度当初から毎月末に交付し、それ以外の人件費等については、年度終了後(補助金確定後)に一括で交付している。

イ 実施報告書の審査

① 人件費(保育士等雇上費及び運転手雇上費)について、法人から提出された実施報告書に記載の算定額を確認するための根拠資料等の提出を法人に求めていなかった。

② 事業費のうち消耗品について、実施報告書に定額で記載された金額を認めているが、金額の妥当性についての根拠資料の提出を法人に求めていなかった。

③ 事業費のうち送迎バス車検整備費用等について、法人は実施報告書に誤った額を報告していた。所管部局は根拠資料の提出を受けていたにもかかわらず、そのまま受理していた。

④ 事業計画書及び実施報告書の様式に事業費の年間補助基準額を

10,202,000円と記載すべきところを10,092,000円と記載し、法人に送付していた。

ウ 交付団体への指導監督

本事業及び関連事業に対する市の実地監査及び立入調査について、所管部局は基本的に年1回行っているとのことであったが、国の基準や通知に基づく指導監督の調査であり、補助金の経理に関する確認や調査はほとんど行われていなかった。

第4 要改善事項

以下の内容について、早急に措置を講じるよう求める。

1 財政援助団体

(1) 適正な実施報告書の作成

実施報告書は補助金の額を確定するための基礎となるものであるため、人件費は実際の稼働日数に基づいて算定されたい。

本事業は一時預かり保育や小規模保育施設と併せて実施しているため、送迎保育士等は他事業と兼務をしている状況であるとしている。そのため、保育士等雇上費等における時間単価は、他事業の補助金との重複を避けるため、低めに見積もって算出しているとのことである。

また、従事時間についても日によって時間が異なることから、職種ごとに標準となる時間を定めているとのことである。

しかしながら、時間単価や従事時間に用いる数値が妥当であることについての説明がなければ、不正等の誤解を招くことも考えられる。数値の妥当性が確認できる資料を市に提出することで、適正に実施報告を行っていることを示されたい。

事業費の消耗品費について、1か月分を定額とし年間の額を報告しているが、本補助金は実績に基づく額を基本としていることから、実績を示さない定額の

みの報告は適切ではない。実際の支出額は報告額を上回っているとのことであるが、そうであればその根拠となる資料を市に提出されたい。

事業費のうち送迎バス車検整備費用等について、実績額の報告誤りが見られたので、今後は、市に提出する領収書等の根拠資料とのチェックを十分に行うよう努められたい。

2 所管部局

(1) 補助金交付手続の整理

建物の賃借料以外の人件費等の経費は、当初交付申請に追加する形で変更申請を受け、年度末に変更交付決定を行っているが、補助対象経費のうち主要な部分を占める人件費等については、当初から交付決定をせずに変更交付決定の形を取っている。このことは、本市の補助金等の取扱いに関する規則に反するものではないが、補助制度の運用として合理的なものと言えるか、いま一度整理を行われたい。

(2) 適正な補助金審査

本補助金が国の制度に基づき、補助対象経費の実績額に対して交付されるものである以上、補助金の確定において、所管部局が補助対象経費の実績額の確認をすることは当然必要なことである。

本補助金の審査においては、報告額の根拠資料を確認せずに審査を行っている部分があり、適正な審査をしているとは言い難い。

本事業は他の事業と併せて実施しており、他事業の補助金との重複を避けるため、法人が報告している実績額は実際の使用額より少なくなっているとのことであるが、客観的な根拠資料に基づいて、それが事実か否かを確認することが必要である。

今後は、このことを再認識し、人件費及び消耗品を含めた実施報告額の妥当性を根拠資料に基づいて確認するとともに、対外的な説明のためにも、補助額の具体的な算定基準や提出資料等について明文化するようにされたい。

また、実績報告書の提出に際して、所管部局は法人に送付する実施報告書の様式に誤った補助基準額を記載していたが、交付団体において誤った実績額を記載する一因ともなりうるものであるため、今後は十分に注意されたい。

第5 監査委員の意見

1 所管部局

(1) 交付団体への指導監督

所管部局は定期的に本事業の指導監督を行っている一方で、補助金の経理に関する確認や調査をほとんど行っていない。その必要性は認識しているものの現状の体制では実施が非常に困難であるとのことであるが、公費支出としての補助金を市がどのように交付し、チェックしているかについては丁寧な説明が求められる。

今後、本事業の補助金審査のあり方について、国等にも必要な確認を行い精査するとともに、局で所管する補助金全体についても再点検を実施されたい。

(2) 今後の補助金の手続

本事業について、所管部局は待機児童対策や保育サービスの充実につながっているとの評価をしている。また、今後も本事業を充実させたいと考えているとのことである。

そうであれば、他の事業者が参入することも考えられることから、より利用しやすいように条件整備を行っていくことが必要である。補助制度もその一環であり、当初からまとめて概算交付するなどの運用も検討することが望まれる。

補助金については、厳正な運用が必要であることは言うまでもないが、その効果がより良く発揮されるようにすることも重要であることを指摘しておきたい。